

吹田市違反簡易広告物除却活動員制度

活動員講習会

《違反簡易広告物除却の手引き》

吹田市都市計画部都市計画室

目 次

1	吹田市違反簡易広告物除却活動員制度とは	1
2	除却できる広告物・できない広告物	3
3	違反簡易広告物を除却する	4
4	その他	8
5	連絡先・ホームページ	8
6	違反簡易広告物の種類と掲出状況例	9

1 吹田市違反簡易広告物除却活動員制度とは

道路上の電柱に貼られた「はり紙」や、ガードレールに結び付けられた「はり札」、街路樹に立てかけられた「立看板」等の広告物は、道路法に違反している他、屋外広告物法や吹田市屋外広告物条例の違反広告物であり、まちの美観を損なうだけでなく、道路を通行する方に危険を及ぼすものになりかねません。

しかし、これらの「違反簡易広告物」には所有者がいるため、権限なく勝手に片付けたり、捨てたりすることはできません。

そこで、吹田市では、自分たちの地域を自分たちの力でより良くしようとされている住民の皆様が、一定のルールのもとで、これらの違反簡易広告物を除却することができるよう、「吹田市違反簡易広告物除却活動員制度」を設けております。

この制度を活用して除却に御協力いただけるボランティア団体を「吹田市違反簡易広告物除却活動団体」に認定し、この団体に所属する方を「吹田市違反簡易広告物除却活動員」に任命して、屋外広告物法に基づく吹田市の違反広告物の除却権限の一部を委任しております。

団体の認定申請はいつでも受け付けております。積極的なご参加をお待ちしております。

この制度で除却できる広告物は次の4種類の違反広告物です。

(1) はり紙



材質が紙などで直接貼り付けられているもの。ビニールで包んだものやラミネート加工したものを含む。

(2) はり札等



金属板、プラスチック板、ベニヤ板、ダンボールなどにチラシなどを貼付けたもの又は印刷、塗装その他の方法により直接着色したものであって、容易に取り外すことができる状態で取り付けられているものがあります。

(3) 立看板等



木枠に布張りしたものの他、ビニール、紙、薄いプラスチックなどをはったもの又はプラスチック板、ベニヤ板などに印刷、塗装その他の方法により直接着色したものであって足が付いているもの（これを支える台を含む）。

(4) 広告旗



長方形の布の一片に棒を取り付け、当該布の上部を棒で支えたものであって、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む）。

その他、除却方法や除却できないものなどの注意事項があります。
活動の際は、P3「除却できる広告物・できない広告物」を確認してください。

2 除却できる広告物・できない広告物

除却できる広告物

次の条件をすべて満たす違反簡易広告物を屋外広告物法第7条第4項に基づき、除却することができます。

- (1) はり紙、はり札等、立看板等、広告旗
- (2) 道路上の禁止物件に表示されているもの
- (3) 管理されずに放置されているもの

禁止物件とは

- 橋りょう・地下道の上屋
- 街路樹、路傍樹、保護樹木、保護樹林
- 銅像、記念碑
- 景観重要建造物、景観重要樹木
- トンネル、高架構造物、道路の分離帯及び道路・鉄道の擁壁
- 街灯、信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス（外側）
- 送電塔、送受信塔

除却できない広告物

次に掲げる広告物は、違反広告物ではありませんので除却しないでください。

- 国、市、警察等が公共的目的を持って設置しているもの
- 緊急に公衆に周知する必要があるもの
道路工事中、ガス漏れ危険など
- 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に設置しているもの
- 電柱に取り付けられた広告で、許可を受けているもの
- 私有地の壁や柵に貼り出したり、立てかけたりして設置しているもの
- 店の前に出されているもの
市に連絡してください。市が対応します。
- 政治活動や市民運動などに関するもの
市に連絡してください。市が対応します。

* 除却できるかどうか疑義が生じたときは、市で対応しますので除却せず、市に連絡してください。

3 違反簡易広告物を除却する

除却活動は屋外広告物法に基づくものとなりますので、活動の際には手順やルールを必ず守ってください。

除却活動の流れ

準備

- 除却活動計画書に基づいて活動する。
- 認定の際に届出していた活動計画の範囲外で活動する場合は、事前に「除却活動変更連絡書（様式第6号）」（P6）を窓口へ提出する。
- 活動の際は、除却道具のほか、認定の際に交付された次のものを携帯する。
 - 携帯品チェック
 - 活動員証明書（必須）
 - 腕章（必須）
 - 軍手（推奨）
 - 道具（カッター、ヘラ、クリッパーなど）
- P3「除却できる広告物・できない広告物」を再確認する。

除却活動

- 必ず2名以上で活動してください。
- 悪天候や夜間での除却活動は行わないでください。
- ご自身や道路の通行者の安全には、十分ご注意ください。
- 除却した広告物を折ったり、破ったり、壊したりしないでください。
- 活動中、道路の通行者や、広告物の管理者等とトラブルになった場合は、現場での処理はできるだけ避け、速やかに市に連絡してください。また、緊急を要するときは、吹田警察署又は110番通報してください。
- 活動中に事故が発生した場合は、速やかに吹田警察署又は110番通報し、その後、市に連絡してください。
- 除却できる広告物かどうかをよく確認してください。

- 表示された広告物が**簡易広告物**であるか・・・P3「除却できる広告物」参照
 - ・はり紙、はり札、広告旗、立看板など
- 表示された物件が**禁止物件**であるか・・・P3「禁止物件とは」参照
 - ・電柱、街灯柱、ガードレールなど
- 表示された広告物が**除却できるもの**か・・・P3「除却できない広告物」参照
 - ・除却権限のない広告物を除却するとトラブルの原因になります。除却できる広告物であるかよく確認して除却を行ってください。

一時保管

- 除却した広告物を、すぐに捨てないでください。種別に応じて次のとおり処理してください。

「はり紙」	枚数を確認したら、家庭ゴミとして廃棄できます。
「はり札等」 「立看板等」 「広告旗」	希望回収場所に一時保管してください。 市が回収します。

- 一時保管が完了したら、市（都市計画室）へ連絡をお願いします。

活動報告

- 団体の代表者は、簡易除却活動の実績を、活動日翌月までに市へ報告してください。
- 報告は、「除却活動報告書（様式第7号）」（P13）を窓口に提出してください。なお、一度も活動を行わなかった月については、報告の必要はありません。

トラブルの回避について

除却活動中における、違反簡易広告物を表示した者からの質問やクレームに対しては、「活動員証明書」を提示し、

『この広告物は吹田市屋外広告物条例に違反した広告物であるため、吹田市長から委任された違反簡易広告物の除却権限に基づいて除却を行っています。』

と説明してください。

トラブルになったり、トラブルになりそうになったときは、除却活動を中止し、市に連絡してください。また、緊急の場合は警察に連絡してください。

吹田市役所 都市計画部 都市計画室	TEL：06-6170-2337（直通）
吹田警察署 生活安全課	TEL：06-6385-1234（代表）

様式記入例

除却活動変更連絡書 記入例

認定の際に届出ていた活動計画の範囲外で活動する場合に使用する書式です。

(様式第6号)

除却活動変更連絡書

吹田市長様

提出年月日を記入

令和〇年〇月〇日

所属団体名、今回の除却活動を行うにあたっての責任者の氏名を記入

団体名 景観広告会
連絡者名 屋広 太郎

吹田市違反簡易広告物除却活動員制度に関する要領の第6条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり活動団体の除却活動を変更して行うので連絡します。

活動日時	変更前	令和〇年〇月〇日〇時～〇時
	変更後	令和2年4月1日 12時～15時
*市処理欄	受付日時	令和 年 月 日
	対応者	

活動日・時間を記入

(注) この連絡書は必ず事前に提出してください。(FAX、メール可)
*の欄は記入しないでください。

除却活動報告書 記入例

除却活動を実施した後に使用する書式です。

除却活動報告書は、除却活動後、その翌月の 15 日までに提出してください。

(様式第7号)

除却活動報告書

令和〇年〇月〇日

吹田市長 へ

団体名: 景観広告会

連絡者名: 屋広 太郎

吹田市違反簡易広告物除却活動員制度に関する要領第6条第4項の規定に基づき、次のとおり令和 年 月分の違反簡易広告物除却活動実施結果を報告します。

除却活動日	令和 2 年 4 月 1 日
除却活動参加者数	5 人
除却活動地域	広芝町、穂波町
除却枚数	はり紙 13 枚 はり札 2 枚 立看板 1 枚 のぼり旗 0 枚 その他 () 枚

(注) FAX、メール及び郵送可

提出年月日を記入

所属団体名、今回の除却活動を行うにあたっての責任者の氏名を記入

活動日・参加人数、活動した地域、除却した枚数を記入

4 その他

(1) ボランティア保険への加入

吹田市では、市民のみなさまが安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう、これらの活動に参加する方全員を対象に、市が保険料を負担し、活動中の事故に対して一定の水準の保証を受けられるようにしています。

除却活動中、もし事故でケガをしたり、通行人等にケガを負わせたりした場合は、この保険が適用される可能性がありますので、必ずご連絡をお願いします。

(2) 除却用具の貸出

実施に必要な一定の道具類(カッター、ヘラ、クリッパーなど)については、市が貸し出します。

除却に使用する道具は、いずれも刃先が鋭いため取り扱いには十分注意してください。

5 連絡先・ホームページ

連絡先

所管課	電話番号
吹田市役所 都市計画部 都市計画室	06-6170-2337 (直通)

吹田市のホームページ

吹田市違反簡易広告物除却活動員制度について

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1018182/1010581.html>

- 本市トップページ上部の「検索」の窓より、「除却活動員制度」で検索できます。
- 必要な様式(ワード形式)をダウンロードできます。
- この手引きの最新版がダウンロードできます。



6 違反簡易広告物の種類と掲出状況例

はり紙



- 紙、ビニール製等があります。
- 電柱、高架橋の橋脚、高速道路などの壁面、街路樹、信号機、照明灯などにはられたものがあります。
- 政党(政治活動)、市民運動のものは除却しないでください。
- ヘラで、電柱等を傷つけないようにそぎ落してください。

はり札等



- 金属板、プラスチック板、ベニヤ板、ダンボールその他これらに類するものにチラシなどをはり付けたもの、又は印刷、塗装その他の方法により直接着色したものであって、容易に取り外すことができる状態で取り付けられているものがあります。
- 電柱、水路の柵、街路樹、信号機、ガードレール、道路標識、道路のフェンス、照明灯などにひもや針金で取り付けられたものがあります。
- 政党(政治活動)、市民運動のものは除却しないでください。

立看板等



- 木枠に布張りしたものの他、ビニール、紙、薄いプラスチックなどをはったもの、又は、プラスチック板、ベニヤ板、その他これらに類するものに印刷、塗装その他の方法により直接着色したものであって足が付いているもの。
- 電柱、道路照明灯、道路標識、ガードレール、信号機、街路樹、アーケードなどに針金でくくりつけて立てかけられたものがあります。
- 政党(政治活動)、市民運動のものは除却しないでください。
- 冠婚葬祭又は祭礼の案内用の看板は除却しないでください。

広告旗



- 長方形の布の一片に棒を取り付け、当該布の上部を棒で支えたものであって、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む）
- 電柱、ガードレール、柵、車止めのポールなどにくくりつけて出しているものがあります。
- コンクリート製等のおもしに差し込んで出されたものもあります。
- 店先のものについては市が対応します。

置看板（除却しない）



- 2面（板）～4面（柱）の看板の下にコンクリートや、ブロックのおもしをつけて路上においているものがあります。

吹田市 都市計画部 都市計画室（屋外広告物担当）

令和6年(2024年)4月発行

〒564-8550

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

電話:06-6170-2337(直通)

FAX:06-6368-9901

メールアドレス: tokei-sign@city.suita.osaka.jp

除却活動員に関することは、
吹田市ホームページでご覧いただけます。

吹田市除却活動員

検索 